

産業厚生建設委員会会議録（令和3年8月19日）

出席委員 尾崎委員長 角川副委員長 脇坂委員 浦田委員 開田委員 中川委員
高橋委員

欠席委員 なし

説明のため出席した者 上田市長 石川副市長 岩城建設部長 高倉まちづくり課
長

職務のため出席した事務局職員 藤名局長 高川局長補佐

午前11時08分開会

尾崎委員長 令和3年第2回滑川市議会臨時会産業厚生建設委員会に付託された案件を審査するため、本日の委員会を開催いたします。

議事日程は、お手元に配付したとおりです。

日程第1、会議録署名委員の指名をします。

中川勲委員、高橋久光委員をお願いいたします。

日程第2、付託案件の審査に入ります。

議案第41号 工事請負契約の締結について、当局より説明願います。

高倉まちづくり課長 それでは、ご説明をいたします。

まず、（仮称）中滑川複合施設建設工事についての締結議案になります。

契約の目的につきましては（仮称）中滑川複合施設建設工事であり、契約金額につきましては12億120万円、完成期日につきましては令和4年9月30日とし、契約の相手方につきましては、佐藤工業・古栃建設共同企業体となります。代表者につきましては、富山市桜木町1番11号、佐藤工業株式会社北陸支店常務執行役員支店長、金子政史。構成員は、今ほどの代表者と、滑川市上小泉2145番地の1、株式会社古栃建設、代表取締役、古栃渉の2構成員であります。契約の方法は、条件付き一般競争入札によるものであります。

以上です。

尾崎委員長 それでは、質疑に入ります。

質疑のある委員は、挙手の上、発言願います。

中川委員 前回の見積りと今回出された見積りで約2億以上違っておるわけですが、どう

いうようなところを改善されて提案されたのか。現実には、ここに図面も出ていないし、やはりこういうふうに変ったということを示さないと、単なる金額だけ上がったよと、それで、入札がうまくいったと、それだけでは駄目じゃないかなと思う。しっかりと内容を説明してもらわないと、ちょっと納得できないと思うんですが。

高倉まちづくり課長 まず、図面関係から説明させていただきます。

本来であれば平面図を提出するべきというご意見であります。我々とすれば、入札にかけるに際し、これまでお示しした図面と変更箇所はなかったものということで、図面は提出を省略させていただきました。

あと、入札の額の設定についてなんですが、これまで委員会なり委員会協議会でご説明させていただいたとおり、増えた要素につきましては、市場価格における実勢価格と我々の設計価格との差によるものが大きな要因でありましたし、あと、鉄骨をはじめ物価の高騰が想定をはるかに超えていたもので、これまで入札が不調不落到終わったということで、今回それらを理由に増額補正して認めていただいたものですから、それを含めたもので、3回目の入札に挑んだということでもあります。

尾崎委員長 ほかに質疑はありませんか。

浦田委員 まず1点、入札結果調書を私ども事務局からファクスをいただいて見させていただきました。2者競争の入札であるんですが、私の手元にあって、今この入札価格は、失格基準価格に満たない価格であったためこの者を失格としたと。失格者を除き最も低い価格をもって入札したものを落札者としたという表記になっているわけですけども、この「失格基準価格に満たない価格」という表記なんですけど、失格基準価格とはいくらのことなのか。

高倉まちづくり課長 それでは、お答えいたします。

まず、入札業務に関することは、基本的には財政課の所管になるわけなんです。工事担当課として分かる範囲でお答えさせていただきます。

まず、全体の流れからお話しさせていただきますが、今回の事案につきましては、滑川市低入札価格調査制度実施要領の規定によるものでありまして、失格基準価格もそれに基づいて算出しておるものでございます。

今回の入札された額につきましては、その失格基準価格以下であったことから失格者扱いになったものでありまして、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められた場合には、この制度は適用されるものであります。

今回適用されました失格基準価格は、まず、調査基準価格を基に算出しております。まずは、入札予定価格にこの実施要領で定める割合を乗じて調査基準価格を算出します。問題のあった入札額につきましては、この算定された調査基準価格を下回ったため、さらに実施要領で定める割合を乗じて失格基準額を算定し比較したところ、それでも入れられた入札額が失格基準額よりも下回ったため失格扱いになったものでありまして、その失格基準価格につきましては9億560万8,236円です。

浦田委員 ありがとうございます。

今ほどの説明、入札の要領に基づいてということは、最初に調査基準価格があるんですよね。調査基準価格に0.9掛けたものが失格基準価格と思ってよろしいのでしょうか。

高倉まちづくり課長 0.9掛けるのは対象者1者の場合に限りでございまして、複数者おられた場合は、要領では別に取扱いを定めております。今回0.9掛けるのは1者だけだったということになります。

浦田委員 当てはまらないよね。

高倉まちづくり課長 当てはまります。

浦田委員 そうしたら、0.9掛かったものが調査基準価格ですよということですね。

高倉まちづくり課長 補足させていただきます。

対象者が1者というのは、調査対象となるのが1者だったという意味での1者でありまして、正確には2者ですから、低入の対象になったのは1者と。1者の場合は0.9掛けるということになります。

浦田委員 ありがとうございます。

今ほど低入札要領の話に触れましたので聞くんですけど、もう1者の競争相手さん、いろいろと調査されたと思うんですけど、調査結果というのは公表されるんですか。

岩城建設部長 今ほど課長が申し上げたとおり、失格基準価格を下回っていたため、調査等、内訳等の事情聴取等を行っておりません。結局、失格基準価格を下回った場合は失格扱いになるので、内容とかそういったものを聞く機会もなくなります。

浦田委員 ということは、マニュアル的に言ったら、失格だから、その時点で調査をする必要はないよということで、調査は実施していないという解釈でいいですね。

岩城建設部長 そのとおりです。

尾崎委員長 ほかにご質疑ありませんか。

(質疑する者なし)

尾崎委員長 それでは、質疑を終結いたします。

続いて、議案第41号の討論に入ります。

討論をご希望される委員の方は、挙手の上、発言願います。

(討論する者なし)

尾崎委員長 討論を終結します。

それでは、これより、挙手により採決を行います。

議案第41号 工事請負契約の締結について

賛成の委員の挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

尾崎委員長 賛成全員。よって、議案第41号については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

午前11時20分議決

尾崎委員長 以上で、付託案件の審査は終わりました。

委員の方に申し上げます。本来であれば、その他事項ということですが、今回は臨時会ということですので、次回の委員会協議会等においてお願いしたいと思います。

これにて産業厚生建設委員会を閉会といたします。

午前11時21分閉会